

平成29年度加入促進員設置事業実施要綱

1 趣旨

会員の加入を促進するためには、地域の高齢者に老人クラブの活動を理解してもらうことが大切で、実際に行事や活動に参加してもらうことが有効です。

そこで、未加入者に参加を呼び掛ける「加入促進員」を設置し、会員の加入促進を図ります。

2 実施主体

市町村老人（高齢者）クラブ連合会（以下「市町村老連」といいます。）

3 実施期間

平成29年4月～平成30年3月

4 実施内容

（1）加入促進員の設置

市町村老連は、連合会、支部（地区）又は単位クラブに5人以上の加入促進員を設置します。

（2）活動のPR、参加の呼び掛け

加入促進員は、活動のPRに努め、未加入者に活動への参加を呼び掛けます。

（3）加入促進員連絡会の開催

高齢者や地域の状況について情報交換を行います。

5 事業推進費

（1）助成額は、次のとおりとします。但し、1市町村老連15,000円を限度とします。

加入促進員	5人以上15人未満	5,000円
	15人以上	15,000円

（2）対象経費は、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、会場使用料等とします。

6 実施計画書及び実施報告書の提出

市町村老連会長は、指定された期日までに必要書類を添えて、別紙実施計画書及び実施報告書を長野県老人クラブ連合会長に提出します。